

産業財産権情報の普及と活用について

Dissemination of IPR Information

特許庁 総務部総務課特許情報企画室室長 **森藤 淳志**

PROFILE: 1992年4月特許庁入庁、内燃機関等の特許審査・審判に従事のほか、経済協力開発機構(OECD)、普及支援課特許情報企画室(調査班長)等を経て、2012年7月から現職
(注) 2013年7月に実施された特許庁の組織変更に伴い、特許情報企画室は、普及支援課から総務課に移管された。

✉ morifuji-atsushi@jpo.go.jp

TEL 03-3581-1101

1 はじめに

ペーパーレス計画が1984年(昭和59年)7月にスタートしてから30年近い年月が経過した。このペーパーレス計画の目的には、事務処理の効率化、審査処理の促進等と並んで、産業財産権情報サービスの拡充があげられていた。

また、今年(2013年3月)に改定されて公表された「特許庁業務・システム最適化計画(以降、「最適化計画」と記載)」においても「情報の発信力を強化するとともに、ユーザーの利便性を向上する」との目的が記載されており、中国・韓国語の特許文献を全文機械翻訳して作成された日本語データのテキスト検索を可能とする点や、経過情報等の提供におけるタイムラグを解消する点が記載されている。

特許庁による産業財産権情報の普及と活用は、イノベーションの創出や出願の適正化のために重要である。産業財産権情報の普及と活用のために産業財産権情報提供サービスの拡充やユーザーの利便性向上が必要であり、ペーパーレス計画等の成果として特許庁が保有することとなった産業財産権情報(特許庁保有データ)を、どうやって(how)、いくらで(price)提供するかという観点を中心に検討されてきた。

本稿では、産業財産権情報の普及と活用に関するこれまでの施策を振り返り、改定された最適化計画も踏まえて、今後のあり方について私見を述べたい。

なお、産業財産権情報の提供という観点から、特許庁の施策としてペーパーレス以前から特許電子図書館

(IPDL)の開設までを通史的にまとめた資料については、参考文献1を参照されたい。本稿では、電子公報等の特許庁保有データの活用が進む契機となった工業所有権審議会情報部会の報告書(平成9年6月)以降を中心に扱うこととした。

2 産業財産権情報普及に係る方針等

1) 工業所有権審議会情報部会(平成9年6月)

第19回工業所有権審議会情報部会の報告書において、以下の2点の答申¹がなされている。

- ①インターネットを通じた工業所有権情報の積極的提供
- ②工業所有権情報の提供条件見直し

答申①は、1997年(平成9年)当時、産業財産権情報の広範かつ容易なアクセスのニーズが高まる中で、IT・インターネット技術の急速な技術進歩、EPOやUSPTOによるインターネットを通じた産業財産権情報提供サービス開始、などがあいまって、特許庁によるインターネットを通じた情報提供が求められたものである。

かかる答申①に基づき、特許庁は、1999年(平成11年)3月にIPDLを開設した。

答申②は、公報を含む特許庁が保有する全てのデータベースのできるだけ自由な利用を促進するために、当時、欧米諸国に比べて相対的に高かった我が国のバルクによ

1 報告書では、「海外諸国との工業所有権情報協力の一層の推進」も方針として示されている。

る情報（データ）入手コストを、マージナルコスト（限界費用）にすることが求められたものである。

かかる答申②を踏まえて、特許庁は、1998年（平成10年）4月以降に発行された電子公報についてマージナルコストによる提供を開始し、1999年（平成11年）3月から整理標準化データ（書誌情報、経過情報、分類情報等）などの特許庁保有データのマージナルコストによる提供を開始した。

2) 知的財産戦略大綱

本大綱は、2002年（平成14年）7月に知的財産戦略会議により決定された、日本における知的財産政策の基本方針である。この中で、産業財産権情報の普及に関して以下の方針が示されている。

知的財産情報調査のための基盤整備

特許情報調査に関する国民の多種多様なニーズに応えるとともに、高付加価値なサービスが提供されるよう、2002年度以降、特許庁は、民間特許情報提供業者に対し、特許庁の保有するデータについて、順次、より利用しやすい形で提供する。また、特許庁は、特許電子図書館について、その機器の更新にあわせて、一般公衆の標準的な利用を基本として、アクセスの改善を図る。

かかる方針は、上記で述べた工業所有権審議会情報部会による答申内容を具体化しており、IPDLやデータのバルク提供に関する方針を政府レベルでより明確にしたものと言える。

3) 知的財産基本法

本法は、知的財産戦略大綱に従い制定されたものであり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を推進することを目的としている（2002年（平成14年）12月4日公布、2003年（平成15年）3月1日施行）。

本法の中では、産業財産権情報の普及と活用に関する規定があり、特許庁（国）による情報普及が法令レベルで規定されるに至っている（以下、抜粋）。

第二十条（情報の提供）

国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を

行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるように必要な施策を講ずるものとする。

3 特許庁の対応と成果

上記2.1)～3)を要すれば、産業財産権情報の普及と利用の促進は、知的財産立国の実現に向けて重要な要素であること、特許庁がその実現に努めるべきであること、IPDLは、一般公衆の標準的な利用を基本としつつ、より高付加価値のついた産業財産権情報サービスが提供されるよう民間の活力も活用することに集約される。

特許庁は、以上の方針に基づき、産業財産権情報の普及と利用を促進すべく、様々な施策を実施してきた。以降、簡単にそれらの施策の成果について触れたい。

1) インターネットによる情報提供

IPDLでは、特許・実用新案・意匠・商標・審判の公報情報や経過情報などの検索・照会サービスが提供されている。先に述べた知的財産戦略大綱にもあるとおり、IPDLは、一般公衆の標準的な利用を旨として、刻々と進化するITの技術水準やユーザーからの要望を踏まえつつ、全文テキスト検索等の新機能や新たなコンテンツを段階的に採用してきた。直近では、2012年（平成24年）3月から中国実用新案の和文抄録（機械翻訳）の検索サービスを、本年（2013年3月）からは中国特許文献の和文抄録（人手翻訳）の検索サービスをそれぞれ開始した。今年度末（2014年3月）には、中国文献の一部を日本分類で検索可能とするサービスを提供する予定である。

図1に示されるように、IPDLの検索回数は年々増加の傾向を辿っており、現在では年間1億回を超えるほどにまで成長している。これは、IPDLが社会的インフラとして定着していることを表しており、中小企業や特許庁の閲覧室への来室が困難な遠隔地居住者にとって特に必須のものとなっているといえる。

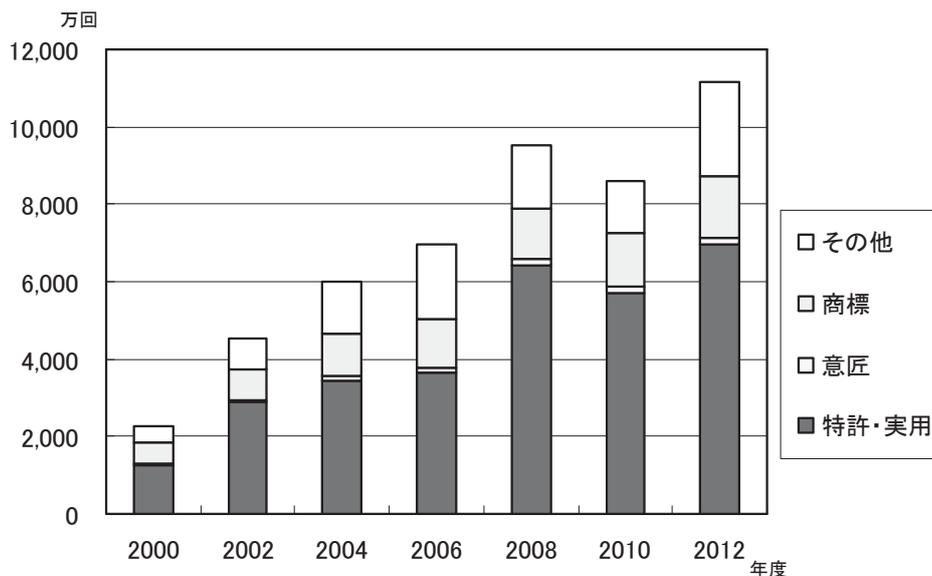


図1 IPDL 検索回数の年度推移

2) 特許庁保有データのバルク提供

特許庁は、提供対象たる特許庁保有データを増やし、また、提供頻度を見直すなどによって、より利用しやすい形態による産業財産権情報の提供に努めてきた。例えば、最近では、中国文献の和文抄録データを提供可能な特許庁保有データとして追加した。また、欧州や米国文献の和文抄録については、従来は年に1回提供していたが、ユーザーの利便性も考慮し、毎月1回の提供も開始した。

図2からは、1999年のマージナルコストの導入以降、産業財産権情報サービス市場が成長し、2007年度以降では約1000億円に至っていることがわかる。マージナルコストによる提供を開始したことにより、特許庁保有データの活用が進んでいる様子が見てとれる。

なお、同時期の日本国内における音楽配信の市場規模が639億円(2009年実績値)である(出典:NRI ニュースレター 2011.1² 3ページ)

1999年にマージナルコストでのバルクデータ提供と特許電子図書館(IPDL)サービスを開始した後、産業財産権情報サービス市場が成長している。

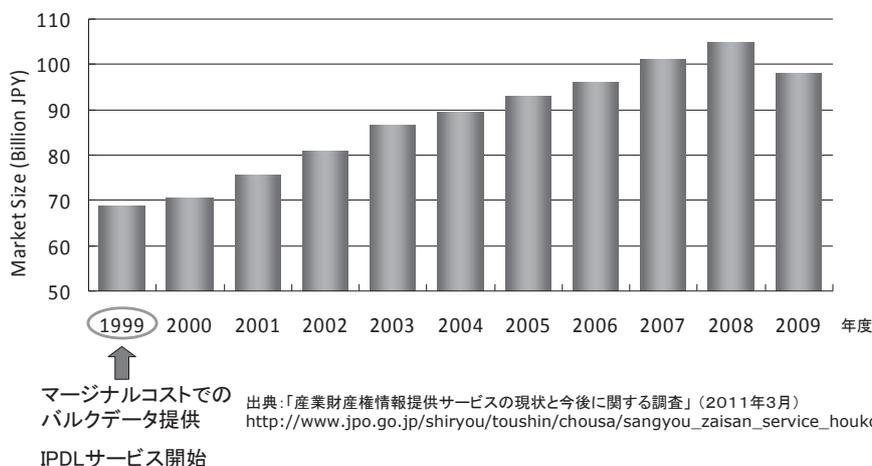
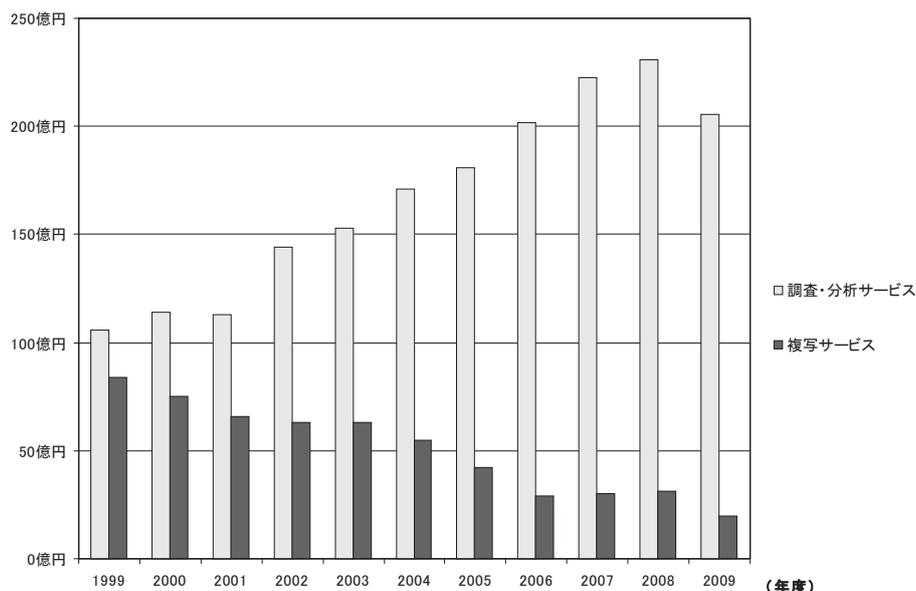


図2 産業財産権情報提供サービス市場の成長

2 http://www.nri.co.jp/publicity/n_letter/2011/pdf/ni20110100.pdf



出典:「産業財産権情報提供サービスの現状と今後に関する調査」(2007年3月及び2011年3月)
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/sangyou_zaisan_service_houkoku.htm

図3 産業財産権情報提供サービスの市場規模推移

図3を見ると、図2の市場規模をより詳細に見たものであり、調査・分析サービス分野と複写サービス分野の推移を示している。

調査・分析サービスとは、パテントマップの作成やコンサルティングなどに係る高付加価値サービスを提供するものをさし、順調に規模が拡大していることがわかる。

他方、複写サービスは、産業財産権情報のコピーサービス等、比較的単純なサービスを提供するものであり、規模が縮小傾向にあることがわかる。

以上のことから、民間の産業財産権情報提供サービスは、より高付加価値なサービスにシフトしていることがわかる。なお、こうした民間の産業財産権情報サービスの高度化は、IPDLのサービス開始により、ユーザーによる標準的な利用が無料となったことによってもたらされたものと推定される。

4 今後の産業財産権情報の普及と活用

3. で述べたとおり、特許庁が提供する一般ユーザー向けの標準的な利用のためのインターネットサービスの利用が伸びる一方で、民間の産業財産権情報サービスがより高付加価値化し、結果として、産業財産権情報提供サービスの市場全体が成長してきたことがわかる。

このように、工業所有権情報部会の答申や知的財産戦略大綱に記載された狙いは達成されてきており、これを踏まえると、特許庁は、少なくともこれまで実施してきた産業財産権情報の普及と活用を継続して実施し、ユーザーニーズが満たされる環境を引き続き整備していくことが必要不可欠と考える。

今後の産業財産権情報の普及と活用について、現在、特許庁が公表している事項をまとめる。

まず、1. に記載したとおり、改定された最適化計画には「情報の発信力を強化するとともに、ユーザーの利便性を向上する」という目標が記載され、この目標に資する具体策として、以下の計画が記載されている。

- ① 中国・韓国語特許文献の翻訳検索環境の整備
- ② 経過情報等の情報提供の迅速（リアルタイム）化
- ③ 特許等のインターネット公報対応
- ④ 意匠・商標に関する審査・審理関連情報の外部提供

これらの計画の実現により、インターネットによる情報提供（検索・照会サービス：現在は IPDL）において、外国文献の検索環境が充実するとともに、現在、2～4週間の遅れが生じている経過情報の更新が短縮されることになる。さらに、現行では特許の審査書類のみに限られている審査書類情報照会と同等のサービスが、意匠、商標、さらには審理に拡張する方向となることが想定される。

また、9月24日付けの日経新聞11面では「02年当時の最速スパコン 20年にパソコンで」と題して、「2002年当時の世界最高速を記録したスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」の速度を、2020年にはパソコンで実現できるようになる」と報じている。こうした技術が「一般公衆の標準的な利用」で可能となれば、インターネットによる情報提供（検索・照会サービス）の利用性も劇的に改善されよう。なお、過去のパソコン等における環境の進化と情報提供の関係については、参考文献2に詳述されているので参照されたい。

また、特許庁保有データのバルク提供も、さらに改善されるであろう。例えば、経過情報等の情報提供の迅速（リアルタイム）化により、民間の産業財産権情報提供事業者が提供するデータベースの更新も早まり、特許等のインターネット公報対応により、媒体によらず各種データをダウンロードすることが可能となる。さらに、価格について述べると、マージナルコストの考え方に大きな変更はなくとも、インターネット化やITコストの低下を踏まえて、実売価格を下げることも検討に値する。産業財産権情報のバルクによる提供の改善により、民間部門の競争がさらに促進されて、より高付加価値のついたサービスがリーズナブルな価格で提供されることが想定される。

5 おわりに

改定された最適化計画には、「現行の IPDL については平成 22 年 12 月の閣議決定を踏まえて対応する。」との文言がある。この記載のみからは、現行 IPDL の今後の具体像は理解できないため、「IPDL は今後どうなるのか」と問合せを受けることがある。

この点、特許庁は、最適化計画を改定する際に実施したパブリックコメントの回答において、「特許庁は、インターネットを通じた産業財産権情報の提供サービスを切れ目なく実施してまいります。」としている。

社会的インフラとなったインターネットサービスの継続と、当該サービスに必要な機能改善は、知的財産基本法の 20 条にもあるとおり、特許庁に引き続き求められるところである。それと同時に、民間の産業財産権情報提供事業者による多様なサービスが展開される環境作りも必要である。

産業財産権情報の普及と活用に係る施策を担当する者としては、産業財産権情報に携わっているユーザーや民間の産業財産権情報提供事業者等の関係者との情報共有や意見交換を充実させ、エンドユーザーのニーズに細心の注意を払い、ユーザーのために特許庁は何ができるのかを日々問いながら、今後も施策を展開して参りたい。

参考文献

1. 「特許電子図書館（IPDL）以前の産業財産権情報の提供 ペーパーレス計画を中心に」 Japio YEARBOOK 2010（2010年11月1日発行）
森次 顕
2. 「特許情報とインターネットの10年」 Japio YEARBOOK 2009（2009年11月1日発行）
森次 顕